

犬山市図書館サポーター制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の図書館への理解を深めるとともに、市民参加による図書館活動の活性化を図るため設置する犬山市図書館サポーター（以下「サポーター」という。）の登録及び活動に関し必要な事項を定めるものとする。

(サポーター)

第2条 犬山市立図書館の館長（以下「館長」という。）は、図書館活動の趣旨に賛同し、運営の支援のためにその知識及び能力を無償で提供できる者を、サポーターとして登録する。

2 サポーターは、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。ただし、館長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 小学生4年生以上であること。（小学生にあつては、犬山市立図書館において実施する犬山子ども司書養成講座に参加し、修了証を得た者に限る。）
- (2) 未成年者にあつては、サポーターとして活動することについて保護者の同意が得られていること。
- (3) 犬山市立図書館又は楽田ふれあい図書館（以下「図書館等」という。）において実施する研修等に参加できること。
- (4) 図書館等の業務に支障をきたすおそれがないと認められること。

(活動の場所及び内容)

第3条 サポーターの活動場所は、図書館等とする。

2 サポーターの活動の内容及び区分は、別表のとおりとする。

(登録)

第4条 サポーターの登録を受けようとする者（以下「届出者」という。）は、犬山市図書館サポーター登録届（様式第1）を館長に提出するものとする。登録した事項を変更し、又は登録を更新しようとするときも、同様とする。

2 館長は、前項の届出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、届出者を犬山市図書館サポーター登録台帳（様式第2）に登載し、サポーターとして登録するものとする。

3 館長は、初めてサポーターの登録を受けようとする者から第1項の届出があったときは、前項の審査とともに、届出者と面接を行うものとする。

（登録証）

第5条 館長は、前条第2項の登録をしたときは、登録した者（以下「登録者」という。）に対し、犬山市図書館サポーター登録証（様式第3）を交付するものとする。

2 登録者は、サポーターの活動を行うときは、前項の登録証を着用しなければならない。

（登録期間）

第6条 登録期間は、第4条第2項の登録の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、登録を更新することを妨げない。

（抹消）

第7条 館長は、登録者が、第2条第2項各号の要件を満たさなくなったとき、又は図書館活動に支障をきたす行為を行ったとき等は、その者に係るサポーターの登録を取り消すことができる。

（活動記録）

第8条 登録者は、サポーターの活動を行ったときは、活動記録帳（様式第4）に所定の事項を記入しなければならない。

（研修）

第9条 犬山市立図書館は、登録者に対し、その活動の区分に応じ、必要な基礎知識及び技能の取得のための研修を実施するものとする。

（遵守事項）

第10条 登録者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 法令等の規定に違反しないこと。

(2) サポーター活動の実施中においては、館長の指示に従うこと。

- (3) サポーター活動において知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- (4) サポーター活動において政治活動、宗教活動又は営利を目的とした活動をしなないこと。

(賠償責任)

第11条 犬山市立図書館は、サポーターの活動により生じた事故、損害、紛争等に係る損害については、その責を負わない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月10日から施行する。ただし、第2条第2項第2号及び様式第1の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

活動の区分	活動の内容	
1 ブックサポーター	書架整理	返却本の配架及び書架の整理整頓
	資料整理	図書 of 修理及び装備
	館内ガイド	館内の見回り、子ども読書空間の案内等
	図書の紹介	利用者へ推薦する図書の紹介等
2 イベントサポーター	イベントの企画・運営	企画提案事業の実施、市主催行事への協力等
3 環境サポーター	館内美化	館内の装飾等
	敷地美化	花壇及び植木の整備、周辺清掃等
4 文化サポーター	郷土資料の紹介	郷土コーナーにおける地域の自然及び歴史の紹介並びに地域に保管された資料の情報収集等

様式第1 (第4条関係)

犬山市図書館サポーター登録届

年 月 日

犬山市立図書館長

犬山市図書館サポーターとして登録を受けたいので、犬山市図書館サポーター制度要綱の規定に同意の上、次のとおり届け出ます。

ふりがな		生年月日
氏名		年 月 日 (歳)
住所	〒	
電話	(自宅)	
	(携帯)	
希望するボランティアの種類 (数字に○を付けてください。複数でも可。)	1 : ブックサポーター 2 : イベントサポーター 3 : 環境サポーター 4 : 文化サポーター	
登録の動機、得意分野、希望等をお書きください。		
個人情報同意欄	サポーター活動に関わる写真等を犬山市立図書館の広報活動に利用することを 承諾します ・ 承諾しません	
備考 (小学生の場合、犬山子ども司書養成講座修了証の取得年度をお書きください。)		

※未成年者は裏面「保護者同意書」も記入してください。

保護者同意書

未成年者のサポーター登録には、申請時に保護者の方の同意が必要となります。活動内容等を十分にご理解頂き下記に自筆署名の上、「犬山市図書館サポーター登録届」と一緒にご持参ください。

犬山市立図書館長

私は_____（申請者氏名）の保護者として犬山市図書館サポーター制度要綱の内容を了承し、犬山市図書館サポーターへの登録申請に同意します。

年 月 日

保護者氏名	(本人との続柄：)
住 所	〒
電話番号	
個人情報 同意欄	サポーター活動に関わる写真等を犬山市立図書館の広報活動に利用することを 承諾します ・ 承諾しません

様式第2 (第5条関係)

犬山市図書館サポーター登録台帳

登録番号	氏名	フリガナ	〒	住所	電話番号	種類	登録日

※種類の欄はボランティアの種類を記入 (1:ブックサポーター 2:イベントサポーター 3:環境サポーター 4:文化サポーター)

様式第3(第6条関係)

(表面)

犬山市図書館サポーター登録証	
登録番号	氏名
上記の者は、犬山市図書館サポーターに登録されていることを証明する。	
年 月 日	犬山市立図書館長

(裏面)

注意
1. 犬山市図書館サポーターとして活動するときは、この登録証を着用すること。
2. この登録証は、他人に貸与、または譲渡してはならない。
3. この登録証を紛失、またはき損したときは、速やかに犬山市立図書館に届け出ること。
4. 登録を抹消するときは、犬山市立図書館に返却すること。

